

【2013（平成25）年5月26日改正制定】
【2016（平成28）年5月14日改正制定】

かつしか社会福祉士会会則

第1章 総則

（名称及び対象地区）

第1条 本会は、かつしか社会福祉士会（以下「本会」）という。

2 本会の対象とする地区は東京都葛飾区の行政地区とする。

（目的）

第2条 本会は、東京都葛飾区地区における社会福祉士としての専門性の研鑽と活動の向上、専門職相互の連携などをはかるものとする。

2 本会は、公益社団法人東京社会福祉士会（以下「東京社会福祉士会」）の目的を尊重するものとする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）社会福祉の援助を必要としている葛飾区民の生活と権利に関すること。

（2）葛飾区民への社会福祉に関する情報、知識及び技能の普及・啓発に関すること。

（3）葛飾区民への地域福祉サービスの推進と発展の支援に関すること。

（4）社会福祉及び社会福祉士の専門領域に関わる調査研究及び支援に関すること。

（5）社会福祉士の専門性の向上に関する支援及び資格制度の充実発展並びに普及・啓発に関すること。

（6）その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員

（会員）

第4条 本会の会員は、次に掲げる者とする。

（1）正会員：東京社会福祉士会の会員であり、葛飾区地区内に住所又は勤務先等を有し、本会の目的に賛同する者

（2）準会員：東京社会福祉士会の会員又は準会員であって、本会の目的に賛同して会員となることを希望する者

（3）賛助会員：本会の目的に賛同し、運営に協力する個人または団体

2 東京社会福祉士会の会員又は準会員でなくなった者は、かつしか社会福祉士会の会員でなくなるものとする。

第3章 役員及び役員会

（役員及び役員会）

第5条 本会に、役員として理事6名以上12名以内、監事2名以内を置く。

2 役員は、本会の正会員で構成し、総会によって選出され承認を得る。

但し、役員のうちの監事については、正会員以外から選出することができる。

3 役員会は、理事によって構成され、理事の半数以上の出席で開催する。

4 役員会は、以下の役職者を理事の互選により選出し、総会の承認を得る。

- ① 会長
- ② 副会長 3名以内
- ③ 事務局長
- ④ 会計理事 1名

5 監事は、必要により役員会に出席し意見を述べることができる。

(職務)

- 第6条 理事は、本会の適正な活動を図るため、以下の職務を行うこととする。
- (1) 本会の活動内容の企画、立案
 - (2) 会員の意見を収集し、本会の活動に反映させること。
 - (3) 本会の目的を達成するために必要な諸活動
- 2 監事は、本会の会計の状況、理事の業務の執行状況等を監査する。

(任期)

- 第7条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員の任期の算定は、当該年度の総会開催日の翌日から次次年度の総会開催日までとする。

第4章 総会

(総会)

- 第8条 総会は、本会の意思決定機関であって、正会員で構成する。
- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は毎年度の当初に開催し、臨時総会は隨時開催し、会長がこれを招集する。
- 4 会長は、会員から、議事を明らかにして総会の開催の申し入れがあったときは、役員会に諮り、必要と認めるときはすみやかに臨時総会を開催するも。

(議長)

- 第9条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決)

- 第10条 総会の承認は、出席正会員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は、議長が決する。

第5章 会計

(会計年度)

- 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(収入)

- 第12条 本会の収入は、東京社会福祉士会地区活動助成金、その他で賄う。

(特別会費)

- 第13条 本会の経費に不足を生じた場合には、総会の議決により、会員に対し特別会費の納入を依頼することができる。

(予算及び決算)

- 第14条 本会の事業計画書及び予算書は、事業年度の定期総会において承認を得るものとする。

- 2 本会の事業報告書及び決算書は、会計年度終了後、監事の監査を経て翌年度の定期総会において承認を得る。

第6章 事務局

(事務局の設置)

- 第15条 本会は、運営上必要な業務を行うために、事務局を設置する。

第7章 雜則

(委任)

- 第16条 この会則に定めるものの他必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(付則)

- 1 本会の会計規程は、当分の間、東京社会福祉士会の会計規程を準用する。
- 2 この会則は、2013（平成25）年度の総会開催日の翌日から施行する。
- 3 本会の会則による当初の役員は、第5条の規程に関わらず社団法人東京社会福祉士会葛飾地区会の役員であった者とし、その任期は、第7条の規程に関わらず2014（平成26）年の定期総会開催日までとする。

(以上)